

令和8年熊本地震による被災者向け「緊急相談窓口」の設置ならびに 「特別融資」の取扱開始について

2026年7月29日

株式会社 十六銀行

このたび発生した令和8年熊本地震（以下「熊本地震」といいます。）により被害を受けられましたみなさまには、心よりお見舞い申し上げます。

十六フィナンシャルグループの株式会社十六銀行（頭取 種村 京平、以下「当行」といいます。）は、熊本地震により被災された事業者の方をご支援するため、本日より、緊急相談窓口の設置と特別融資の取扱いを開始いたしましたので、下記のとおりお知らせします。

熊本地震の影響により危急的に必要な運転資金・設備資金を対象とし、当初のご返済負担を軽減するため、3年間の据置期間の設定を可能としております。

記

1. 緊急相談窓口について

- ・ 設置期間 2026年7月29日（水）～2027年3月31日（水）
- ・ 設置場所 当行本支店
- ・ 受付時間 平日9：00～15：00

2. 特別融資について

- ・ 商品名 じゅうろくエブリサポート21「熊本地震災害対策特別プラン」
- ・ 取扱期間 2026年7月29日（水）～2027年3月31日（水）

<商品概要>

ご融資形式	手形貸付、証書貸付
ご利用 いただける方	熊本地震の影響により直接的・間接的に被害を受けられた法人・個人 事業主の方
お使いみち	熊本地震の影響により危急的に必要な運転資金または設備資金 ・ 事業用設備（工場・事業所・機械装置・事業用車両等）の復旧に 必要な資金 ・ 被災者従業員等の生活安定を支援する資金 ・ 企業経営の維持に必要な運転資金 （サプライチェーンの影響を間接的に受けている場合も含みます）
ご融資金額	100百万円以内（10万円単位）

ご融資期間	10年以内（据置期間3年） ただし、 ・ 据置期間2年以上3年未満とする場合、融資期間5年以上 ・ 据置期間3年とする場合、融資期間7年以上 とします。
ご融資利率	ご融資期間別に以下の利率となります（2026年7月29日現在）。 ・ ご融資期間1年以内（手形貸付） 変動金利型 年2．125%以上 ・ ご融資期間1年超3年以内（証書貸付） 変動金利型 年2．175%以上 ・ ご融資期間3年超7年以内（証書貸付） 変動金利型 年2．250%以上 ・ ご融資期間7年超10年以内（証書貸付） 変動金利型 年3．125%以上
返済方法	① 手形貸付 期日一括返済・元金均等返済 ② 証書貸付 元金均等返済（据置期間3年以内）

上記以外にも所定の取扱条件・審査がございます。

以 上

【ご照会先：十六フィナンシャルグループ（広報） TEL 058-266-2511】